

論文

明清史籍における「釣魚嶼」の位置付けについて

The Status of the Diaoyutai Islands in Historical Documents

班 偉*

Han I

キーワード: 釣魚嶼・順風相送・使琉球錄・籌海図編

Key Words: Daiyuyu Island, Shun Feng Xiang Song, Shi Liuqiu Lu, Chou Hai Tu Bian

はじめに

2012年9月11日の日本政府による尖閣諸島国有化の決定をきっかけに、中国各地で大規模な反日デモが発生し、両国関係は国交正常化40周年を迎えるとする節目で最悪の状態に陥ってしまった。反日デモがようやく鎮静化した直後の9月25日、中国国務院報道弁公室は、『釣魚島は中国固有の領土である』と題する白書を発表し、改めて中国政府の立場を表明した。その主旨は次の3点に要約できる。①『順風相送』『使琉球錄』『籌海図編』など明清時代の文献において「釣魚嶼」などの島名がすでに登場しており、中国人は最も早く釣魚島を発見、命名、利用した。それ以降、中国政府の管轄下に置かれていて、琉球領でも「無主地」でもない。②日本が日清戦争の勝利に乗じて釣魚島を奪い取り、下関条約で「台湾及び其の付属島嶼」として清朝に割譲させた。③従って、第2次世界大戦後、カイロ宣言やポツダム宣言に基づき、釣魚島は台湾とともに中国に返還されるべきだ⁽¹⁾。その後、中国は国連総会など外交の場で自国の主張を声高に繰り返すだけでなく、ニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストに「釣魚島は中国領」と題する全面広告を掲載するなど、海外メディアも利用して対日世論戦・心理戦を繰り広げている。

尖閣諸島の領有権問題を巡って、これまで中国政府・学者が度々見解を発表してきた。主要なものを挙げると、1971年12月30日の中華人民共和国外交部声明を皮切りに、呉天穎『甲午戦前釣魚列嶼帰属考』(社会科学文献出版社 1994年)・鐘巖「論釣魚島主権帰属」(『人民日報』1996年10月18日)・劉江永「從歴史的事実看釣魚島主権帰属」(『人民日報』2011年1月13日)・鄭海麟『釣魚台列嶼——歴史與法理研究』(明報出版社 2011年)・鞠徳源『釣魚島正名』(崑崙出版社 2006年)などがある。更に台湾当局や香港、海外中国系学者、民間団体の声明文・アピール書・論評・著書などを加えると膨大な量に上る⁽²⁾。その内容は、歴史的経緯・国際法上の権利・海底地質構造など多岐にわたるが、中国政府の立場と完全に一致しており、論点も論拠も千篇一律と言ってよい。

これに対し、日本側も度重なって反論を行ってきた。政府の公式見解は、1972年3月8日の

*山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

外務省「尖閣諸島の領有権についての基本見解」をはじめ、2012年10月に発表された外務省「尖閣諸島についての基本見解」「尖閣諸島に関するQ&A」「尖閣諸島に関する事実関係」などの公文書に集約しており、その要点は以下の通り。①尖閣諸島は1885年以降、明治政府が沖縄県当局を通じて再三の現地調査を経て、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本領土に編入することとした。いわゆる先占権の行使である。②以来、尖閣諸島は歴史的に一貫して日本の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895年5月発効の下関条約第2条に基づき清国より割譲を受けた台湾の付属島嶼には含まれていない。③従って、1951年のサンフランシスコ講和条約においても、尖閣諸島は同条約第2条に基づき日本が放棄した領土のうちに含まれず、第3条に基づき南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、1971年6月17日署名の沖縄返還協定により日本に施政権が返還される地域に含まれる⁽³⁾。その他、歴史的・国際法的見地からの論著も多数あり、日本政府の立場とほぼ同一の見解を提示している。

「歴史的にも国際法的にも、明らかに我が國固有の領土だ」——。領土という国家主権に絡む問題ゆえに、日中双方の主張が真っ向から対立し、互いに一步も譲ろうとしない。ところで、領土紛争が発生した場合、当事国はしばしば古文書や古地図を持ち出して自らの主張を根拠づけようとするのだが、史料の解釈を巡ってまた新たな対立が生まれてくるのが常である。尖閣諸島に関して言えば、1895年に明治政府が領土編入を決定する以前に、中国は釣魚島を実効支配していたか否かが大きな争点となる。従って、双方の言い分の当否を判断するに当たって、先ず明清史籍に登場する「釣魚嶼」の位置付けという難問を解明しなければならない。本稿では、関係文書を改めて精査、確認した上で、中国側の論点・論法に存在する重大な欠陥について検証する。

一、『順風相送』の読み方について

中国当局・学者は、「中国人は最も早く釣魚島を発見、命名した」と主張するに当たって、必ずと言ってよいほど『順風相送』という古文書を取り上げる。件の白書は「中国の古代文献では……最も早く釣魚島・赤尾嶼などの地名を記載した史籍は、1403年(明・永楽元年)に完成した『順風相送』である。これは、早くも14、15世紀に中国はすでに釣魚島を発見、命名したことを示している」と主張している⁽⁴⁾。鄭海麟は大胆にも「釣魚台列嶼の発見・命名・使用は、早くも明朝の永楽元年に朝廷から海外へ派遣された使節が編纂した『順風相送』に見出せる。明の使節は航路を調べ、針路を確認するために何度も釣魚嶼を訪れた。これらの島々を琉球行の航海標識として利用していたため、すでに国際法上の権原(Inchoate title)を有している」と決めつけ、「これは、1403年に明朝の永楽帝に派遣された使節が何度も航海調査を行って得た結論で、『順風相送』は使節の航海報告書だ」とまで断言している⁽⁵⁾。全く荒唐無稽の作り話だ。

『順風相送』とは、明代貿易船の船員が作った航海手引書の冊子である。現存の版本は、もともとオックスフォード大学 Bodleian Library 所蔵の古い写本で、書名・著者名・作成年代など何も記されていない。1930年代、向達(中外交通史の碩学、後に北京大学教授)がテキストを書き写して中国に持ち帰った。氏の整理・校訂を経て1961年に『両種海道針経』として出版する際、表紙に書かれている「順風相送」という縁起の良い四字を借りて表題を付けたという。表紙裏にオックスフォード大学長のサイン「Arch. Laud.1639」が残っているが、向達によれば、「Arch. Laud. は曾て、あるイエズス会系大学から大量の中国古文書を譲り受けた。どうやら『順風相送』もそのうちの一冊らしい。恐らく16世紀頃の書物で、中国へ布教に行ったイエズス会の宣教師によってヨー

ロッパに持ち帰られたと推定」する⁽⁶⁾。原文を調べると、「福建往琉球」条に「北風、東湧より出港、……甲卯及び单卯を用いて釣魚嶼を取る。……正南風、梅花より出港、……单乙を用いて釣魚嶼の南を取る。卯針を用いて赤坎嶼を取る」とある⁽⁷⁾。ここで「甲卯」「单卯」「单乙」「卯針」とは、航海の方位・方角を測る羅針盤の刻みを表す用語。「釣魚嶼」と「赤坎嶼」は、それぞれ今の釣魚島（日本名：魚釣島）と赤尾嶼（大正島）に当たる。片言隻語の記述に過ぎないが、問題は著者と作成年代だ。

「鄭和の西洋下り」の例を挙げるまでもなく、明代は中国歴史上の大航海の時代だった。特に海上交易が盛んな浙江・福建・廣東の沿海部では、民間の貿易船は東南アジアなど諸外国との間をしばしば行き来していた。ところが、帆船時代の遠洋航海は、風の力が頼りで、航路から少しでも外れると座礁や転覆など遭難してしまう。それゆえ、船乗りたちが自らの経験に基づいて航海に必要な知識や注意事項を書き留めた様々なノートが生まれたわけである。この手のハウツーものは、「海道針経」と言い、船乗りの間で代々受け継がれていた門外不出の航海手引書で、いわゆる「舟子相伝の秘伝本」。『順風相送』もそのうちの一冊である。内容や言葉遣いを見ると、歌謡・俚語・俗諺・祈願・呪符などが多用されており、同じく『兩種海道針経』に収録された『指南正法』（清康熙末年、18世紀初期のものと思われる）の内容・表現とかなり重複している⁽⁸⁾。恐らく後世の好事家によって何度も書き直されて現在の形になったと考えられよう。

『順風相送』の序文には、「永楽元年、差を奉じて南洋諸国へ赴き詔勅を授けた。累次して針路を校正し、牽星の図や島の位置、山の形勝などを描いて参考に供す」と記されている⁽⁹⁾。中国側は、この文を根拠に作成年代と著者の身分を断定したわけだが、向達は「著者不詳」とする。というのは、「永楽元年に南洋へ赴き詔勅を受けたのは鄭和だった。後世の船乗りはたいてい鄭和を敬うため、海道針経を作る際、必ず鄭和の名を借りる」からである⁽¹⁰⁾。つまり、『順風相送』の序文は後から付け加えられたものに他ならず、永楽元年というのではなく、明朝が使節を派遣した年であり、『順風相送』を作成した年代ではない。『順風相送』を書いた、もしくは書き直した無名氏が序文の中で「永楽元年の使節派遣」に触れたものの、使節自身の文ではない。そもそも、明朝の使節派遣が始まって間もない永楽元年には、数十か国へ渡る航路を記録した『順風相送』がすでに完成したということは考えにくい。それに諸外国の間をつなぐ航路も多数記載されており、使節が辿ることのないようなルートも多く含まれている。何より『順風相送』の文体は、純然たる民間通俗書のスタイルで、朝廷に提出する上奏文の内容・書式にはそぐわない。「海外へ派遣された使節が編纂した」「何度も釣魚嶼を訪れた」「使節の外遊報告書だ」云々は、全く根拠ない話だ。向達が編集し、註釈を付けた『兩種海道針経』は、『順風相送』に関する唯一の史料集で、鄭海麟らも参考したはずだが、書かれていなことを恰も自明のように述べ立てるのは全く不可解なことである。後述するように、このようなレトリックが彼らの常套手段だ。

中国側の主張の中で、「釣魚嶼・赤尾嶼・黃尾嶼の名称はいずれも中国風のネーミング。それ自体が中国の領土を意味している」という理屈も目立つ⁽¹¹⁾。果たしてそうだろうか。ここで、『順風相送』の内容を検証してみよう。『順風相送』『指南正法』の類の「海道針経」は大抵、①風・潮・星・月・雲・雷などについての気象観察法②国内外各地の港湾・島嶼・水道・暗礁など地形についての解説③航海する際の方向・距離・水深・風向き・航海日数などについての記録、という三つの部分から構成されている。書中に記載された航路は、「福建往交趾針路」（ベトナムへ）・「往柬埔寨」（カンボジアへ）・「往暹羅」（タイへ）・「往吉蘭丹」（マレーシアへ）・「往磨六甲」（マラッカへ）・「往爪哇」（インドネシアへ）・「往呂宋」（フィリピンへ）・「往古里」（インドへ）・「往忽魯謨斯」（イ

ランヘ)・「往阿丹」(イエメンへ)・「往祖法兒」(オマーンへ)等、東南アジア・南アジア・アラブ半島に及び、往路と復路を合わせて約 100 通に上る。書の末尾に「福建往琉球」「琉球往日本針路」「兵庫港回琉球針路」「琉球往福建」「日本港山形水勢」「女澳内浦港」など六つの航路が記載されているが、「福建往琉球」条に「釣魚嶼」は2回、「赤坎嶼」は1回登場しているに過ぎない。この一節から読み取れるのは、明代の貿易船は福州から出港し、琉球へ向かう途中、航路のほぼ中間に位置する「釣魚嶼」「赤坎嶼」を過った、その針路の記録が残っている。それだけの話で、それ以上でも以下でもない。

『順風相送』に登場する外国の地名を見てみると、「柯枝」(インド Cochin 港)・「芭蒼員」(フィリピン Palawan 島)・「亞路」(スマトラ島 Aru 港)・「亞丁」(イエメン Aden 港)など現地の発音に近い漢字を当てる表記法と、「○○嶼」「○○山」「○○礁」「○○洋」「○○台」「○○頭」のように中国風の名称を付ける方法との二通りがある。例えば、「三仏嶼」(インドネシア)・「三嶼」(フィリピン)・「三角嶼」(マレーシア)・「五嶼」(マラッカ)・「牙里嶼」(スリランカ)・「交蘭嶼」(ベトナム)など、「○○嶼」と名付けられた例を拾うと枚挙に暇がない。昔、中国人の船乗りが航海中、過った島や立ち寄った港に中国風の名前を付けたり、あるいは中国にすでにある地名を転用したりするのは少しも不思議なことではない⁽¹²⁾。もし「中国名だから中国の領土だ」という理屈が通用し得るならば、尖閣諸島どころか、南シナ海・インド洋・アラブ海に点在する島々や港町の大半は中国領ということになろう。現に『星槎勝覽』『西洋番国志』『鄭和航海図』などの書物によれば、鄭和の船隊が二十数か国を訪れ、最も遠いところで紅海に面している「天方」(メッカ)やアフリカ大陸の東海岸に位置する「木骨都東」(ソマリア・モガジシオ)まで足跡を残した。航海中、「発見、命名、利用した」島や港の地名が約 300 だが、中国名で呼ばれていたからといって、中国の船員たちはこれらの島々を自國領として認識していたとは言えまい。

一方、八重山・宮古諸島では、古くから釣魚嶼が「イーグン」、黄尾嶼が「クバシマ」の名で知られ、漁師たちが周辺の海で漁業をしていたことが伝えられている⁽¹³⁾。また、沖縄本島では、釣魚嶼が「ユクン」あるいは「ヨコン」と呼ばれていたらしい。15 世紀以降、琉球の人々は「進貢」などの名目で頻繁に中国へ渡り、実質上の貿易を展開していた。さらに安南・シャム・スマトラ・はてはマラッカの地まで航路を開拓し、盛んに交易していた。琉球船は当然、釣魚嶼の周辺を通っていたはずだが、如何せん記録が残っていない。向象賢『中山世鑑』(1650 年)や程順則『指南廣義』(1708 年)など琉球の古文書に登場する尖閣諸島の記述は、殆ど明清琉球冊封使の記録に依拠している。従って、日本・琉球側の古文書には尖閣諸島に関する独自な記載が存在しないという意味で、「釣魚島を記載した最初の古文書が中国側にある」という見方は成り立つ。しかし、「中国人は最も早く釣魚島を発見、命名、利用した」と言うと、いささか客観性に欠けているように思われる。なぜなら、尖閣諸島を記載した古文書が中国側にあることは、必ずしも「中国人だけが釣魚島を発見、命名、利用した」ことを意味せず、「中国固有の領土である」ことの証拠にもならない。『順風相送』に登場する「釣魚嶼」「赤坎嶼」は、あくまで渡航経路の目印として記載されたに過ぎず、同じ「発見」と言っても、コロンブスの新大陸発見とはわけが違う。古文書の記載を故意に捻じ曲げない限り、それは一目瞭然のことだ。

二、使琉球録の記述について

中国側の論証では、『順風相送』とともに使琉球録(冊封使がまとめた報告書)や琉球国志(正使ないし副使が著した琉球見聞録)の記述もしばしば援用される。その中に「釣魚嶼」の記載だけでなく、中国と琉球の境界に対する使節らの認識や感覚とも受け取られるような描写が幾つか登

場しているからだ。件の白書は「中国の使節が著した報告書には、釣魚島に関する記載が多く出てくる。……以上の史料は、釣魚島・赤尾嶼は中国に属し、久米島は琉球に属し、境界線は赤尾嶼と久米島の間の黒水溝（現・沖縄トラフ）にあるとはつきり記している」と、縷々説明というよりも弁明をしている。鄭海麟は「朝廷に派遣された琉球冊封使は、皇帝と国家を代表して領土・版図を査定し、主権を宣告する使命を帯びていたため、冊封使録も自ずと国家公文書の性質を持っている」と拡大解釈し⁽¹⁴⁾、ここでも虚偽を述べている。周知の通り、古代中国では歴代王朝が「朝貢一冊封」体制を外交の基本とし、「外藩」「島夷」に派遣される冊封使に与えられたミッションと言えば、国威発揚、ひいては皇帝自身の権威や虚栄心を満たすための対外儀礼に他ならない。「領土・版図の査定」「主権の宣告」など近代主権国家の誕生と伴って生まれた概念・作法を古の人に押し付けること自体は滑稽で仕方がないが、史料に当たれば馬脚を露してしまう。

先ず、琉球冊封使と使琉球録の全体像を概観してみよう。周知のように、古代琉球は1879年に沖縄県として日本に併合されるまでは独立国家だった。琉球王朝は1372年から明朝の要請を受け入れて「朝貢一冊封」体制に入り、琉球国王は明朝皇帝の冊封を受けて中山王と称した。以降、新たに王位を継ぐ者にとって、中国皇帝からの冊封の儀を受けることが、その正統性を示す上で不可欠であった。1372年（洪武5年）～1866年（同治5年）約500年間、冊封使の渡琉は明代に16回、清代に8回、計24回を数えた（23回の説もある）。冊封使は派遣の経緯だけでなく、琉球の国情を具に観察、記録し、帰朝後『使琉球録』として朝廷に提出した。恐らく後輩の参考に供するためであろう。逸散したものもあったようだが、第12回冊封使の陳侃から計11人の正使ないし副使が使録を残している。そのうち、実際に「釣魚嶼」通過を記録したものは以下の8点。
 ①陳侃『使琉球録』（1534年）②郭汝霖『使琉球録』（1561年）③夏子陽『使琉球録』（1606年）
 ④汪楫『使琉球雜錄』（1683年）⑤周煌『琉球國志略』（1756年）⑥李鼎元『使琉球記』（1800年）
 ⑦齊昆『續琉球國志略』（1808年）⑧趙新『續琉球國志略』（1866年）。他に、蕭崇業『使琉球録』（1579年）は、附図「琉球過海図」に「釣魚嶼」「黃尾嶼」「赤嶼」を表記しており、徐葆光『中山伝信録』（1719年）は、『指南広義』に基づき、「針路図」や航路記述の中で「釣魚台」「黃尾嶼」「赤尾嶼」に触れている⁽¹⁵⁾。合わせて10点ほどある。

当時、冊封使一行を載せた船（封舟）は福建の福州港から出発し、台湾の北の鷄籠嶼・花瓶嶼・彭佳嶼を通り、さらに釣魚嶼や久米島を通って那覇を目指した。夏至前後（旧暦5月頃）の西南季節風を利用した航海だったため、釣魚嶼・黃尾嶼・赤尾嶼といった大陸棚の縁に点在する島々が航海の安全を保証する上の絶好な目印となり、冊封使は船が正しく航行しているかを確認するために、絶えずこれらの標識島に留意していた。ちなみに冊封船は大抵、冬至前後（旧暦11月頃）の東北風を利用して帰途につく。復路は尖閣諸島より遙か北にある航路を利用するため釣魚嶼を通らない。故に「釣魚嶼」は往路の記録にしか出てこない。現存する記録として最も古い陳侃の『使琉球録』には、次のような記載がある。「十日、南風が甚だ強く、船は飛ぶ如く走る。海流に沿って下るので余り揺れない。平嘉山を過ぎ、釣魚嶼を過ぎ、黃毛嶼を過ぎ、赤嶼を過ぎる。次々と目まぐるしく島々を過ぎていった。……十一日の夕方、古米山が見えたが、すなわち琉球に属するものである。琉球出身の船員たちは小太鼓を打ち、踊り、家に帰れたことを喜んだ」⁽¹⁶⁾。ここで「平嘉山」は台湾の彭佳嶼に、「黃毛嶼」は黃尾嶼に、「赤嶼」は赤尾嶼に、「古米山」は沖縄の久米島にそれぞれ当たると思われる。

中国の研究者は、陳侃の「古米山は乃ち琉球に属す」という文言に着目し、「久米島からは琉球領で、その手前の赤尾嶼までは中国領である。陳侃はすでにそう認識していた」と主張する。次

いで、郭汝霖の『使琉球録』も「閏五月初一日、釣魚嶼を過ぎ、初三日、赤嶼に至る。赤嶼とは琉球地方を界す山である。更に一日の風で古米山が現れるはずだ」と記している⁽¹⁷⁾。なお、徐葆光の『中山伝信録』は「姑米山」について、「琉球西南方の界にある鎮山なり」という注記を付けて説明している⁽¹⁸⁾。中国側は、これらの記述を「赤尾嶼は中国領の東の果てで、久米島は琉球領の西の果てだ」ととらえ、両者の間の境イコール中国と琉球の境界線と好都合に解釈しているのである。

使琉球録には「黒水溝」に関する記述もあり、沖縄トラフを流れる黒潮の存在は当時、「黒水溝」として中国人の船乗りに知られていたことを示している。彼らの間で中国の海と琉球の海とは大違いという観念がすでに存在し、一般的に中国の近海は青緑色の「滄水」で、琉球の近海は黒色の「黒水」だと漠然と認識されていたようだ。陳侃によれば、「『大明一統志』の琉球のことが載せられている所に、落漈は、水が下方に流れて回らないものである。舟が落漈に漂流すると、百に一も戻れないとある。僕らはここを通過するのを恐れていた」という⁽¹⁹⁾。その他、「二十七日午後、釣魚嶼を過った。翌日、黄尾嶼を過った。この夜、風が激しく波は荒れ、舵柄が続けて折れた。連日通過してきた海はすべて深黒色で、さながら濁った溝に水が溢れているようで、或いはまた藍色であった。『前使録補遺』に滄水を過ぎて黒水に入るとあったのを覚えているが、誠にその通りであった」(夏子陽)や⁽²⁰⁾、「琉球は海に囲まれており、海は西に黒水溝を隔てて閩海の界に面している。福建から出港し、琉球に着くには必ず滄水を経て黒水を過る」(周煌)⁽²¹⁾といった記事も散見される。さらに汪楫の『使琉球雜錄』巻五には、「赤嶼と古米島の間の海上で海難除けの祭祀を行った記載があり、その中に「中外之界」という表現が使われている⁽²²⁾。

中国の研究者は、以上の記述を根拠に、赤嶼を過ぎて海難除けの祭祀を行うところは、中国と琉球の境界線上であったと主張する。「これらの使琉球録には、当時の中琉両国間の境界線に対する意識が明確に表れており、中琉航路における両国の境界に対する区分は、島だけでなく水を以って認識された」や⁽²³⁾、「国家によって派遣された使節の公文書にある中琉両国の国土・海域についての記載は、すなわち古代中国王朝が国際社会に対して領土主権を誇示する一種の方式だ」とは⁽²⁴⁾、鄭海麟らの弁である。しかし、彼らが隠している史実を掘り出すと、その根拠が大きく崩れることになる。

第一に、陳侃らの使録では、久米島に至るまでの釣魚嶼・黄尾嶼・赤尾嶼などの島々が琉球領でないことだけは明らかだが、それがどこの國のものかは一切触れていない。しかも各人の記述は曖昧で、互いに食い違う点も少なくない。陳侃は「古米山は乃ち琉球に属す」と言うが、郭汝霖は「赤嶼は琉球地方を界す山」と説く。郭の言葉をそのまま、素直に解するならば、「赤嶼から琉球領に入る」もしくは「赤嶼を含めて琉球領」との意であるが、案の定、中国の研究者は「これは、赤嶼が中国領土の最東端だという意味だ」と強弁する。ところが、郭汝霖が皇帝への上奏文の中に「行きて閏五月初三日に至り、琉球の境に涉る。界地は赤嶼と名づけらる」と明記している⁽²⁵⁾。一方、蕭崇業も夏子陽も『使琉球録』に「琉球過海図」を添えたが、後者の書では「赤嶼」が図からも記述からも完全に欠落している。実際、赤尾嶼と久米島は 228 キロも離れており、海洋測量の技術も器材も存在しない時代において、海上で線引きするのは不可能だし、その発想もなかつたはずだ。ちなみに、姑米山は「琉球西南方の界にある鎮山」という徐葆光の注記について付言すれば、「鎮山」とは、当地の最高峰・主峰・靈峰といった意味で、「境界」の意はもともとない。

その上、島の位置や名称を巡る混乱が少なからず、使節本人も勘違いしたりする。現に蕭崇業・杜三策(1633 年、隨員・胡靖『琉球図記』による)・張学礼(1663 年、『使琉球記』)・徐葆光の

四人は釣魚嶼を通っていない。後述する『籌海図編』の著者である鄭若曾は、『琉球図説』(1561年)の「福建使往大琉球針路」条に「……黃麻嶼の北を過ると、すなわち赤嶼だ。五更ほどの距離。南風なら甲卯針を用い、東南風なら单卯針を用いる。西南風なら单甲針ないし单乙針を用いて十更で赤坎嶼に至る」と記し⁽²⁶⁾、恰も「黃麻嶼」「赤嶼」を過ぎた後、また「赤坎嶼」を通ることになっているかのように書いた。汪楫も使録で「二十五日、島が見えた。先のは黃尾嶼、後のは赤嶼のはずである。いくばくもなく赤嶼にはついたのだが、黃尾嶼はまだ見えなかつた」とか、「赤嶼を過ぎた後、海図を見ると、赤坎嶼を過ぎて始めて姑米山に至るはずだが……」とか、戸惑いを隠せない⁽²⁷⁾。どうやら、二人とも「赤嶼」と「赤坎嶼」とは別々の島だと思い込んだようだ。清末に至っては、第23回冊封使(1838年)の林鴻年と、最終回の冊封使を務めた趙新の記録で、「黃尾嶼」が「久場島」、「赤尾嶼」が「久米赤島」と日本名に変化して記載された⁽²⁸⁾。鄭海麟らが好む「名従主人」(名は体を表す)の理屈で言うなら、清朝の冊封使が黃尾嶼と赤尾嶼を琉球領と認めたことになる。

第二に、「黒水溝」についての記述も一筋縄ではいかない。国と国との境として認識した上での記録、つまり海の境界線を示すものと判断するのは少し早計だ。むしろ黒潮という海流が変化、交差する場所、もしくは危険な海の難所という意味に解されるべきではないか。事実、海難除けの祭祀を行った後、汪楫は「郊とはどういう意味か」と訊ねたところ、船員が「中外之界」と答えたが、さらに「何をもって界とするのか」と聞くと、「推定するだけです。しかし、この度はちょうどその処に相当しております、憶測ではありません」という答えが返ってきた⁽²⁹⁾。つまり、「黒水溝」の場所などは、勘で判断するだけで、客観的な確証があるわけではないというのが当事者の感覚だった。

それだけでなく、「黒水溝」の存在を疑う記録すら残っている。陳侃は「落漈」への恐怖を述べた後、引き続き「琉球に着いた後、この落漈のことを訊ねてみたが、誰もそれが海中にあるなど知らなかった。ということは、落漈がないのだということが分った」と述懐している⁽³⁰⁾。李鼎元は那覇の宿で随員と酒を飲んでいた時、部下から「海面は西に黒水溝を隔てて閩海と界されていると聞いております。昔は滄溟とも東溟とも言ったのですが、琉球の人はそれを知りません。今回の航海でも通過しなかったのですが、どうしてでしょう」と聞かれたが、彼の答えは興味深い。曰く「渡航する者は多いが、本を書く者は少ない。乗船して船酔いもせず、毎日、将台に坐って自分の目で見たことを自分で書いた者は、とりわけ少ないのだ。誰か一人が言うと、人々は同じことを言うのだが、聞きかじりの話をどうして真に受けることができようか。琉球の人は毎年航海していても黒水溝を知らないとすれば、黒水溝がない、ということなのだ」と⁽³¹⁾。こうした言説から、冊封使の「黒水溝」に関する認識はかなりあやふやなもので、「領土・版図の査定」「國家主権の宣告」のイメージとは程遠いことが窺えよう。

第三に、久米島が見えた時に琉球出身の船員が大喜びした記述に対し、中国側は例によって領土意識と結び付けて牽強付会の言をなす。例えば、「古米山が見えた。……琉球船員が小太鼓を打ち、踊り、故郷に帰れたことを喜んだ」(陳侃)の他に、「二十九日、粘米山が見えた。琉球人は大変喜び、やっと家に還れると思った」(夏子陽)⁽³²⁾、「午刻、姑米山が見えた。……船内の人々の歓声に海が沸きあがるばかりだった」(李鼎元)⁽³³⁾などの史料を根拠に、中国側は次のように主張する。「当時の琉球の人でも釣魚島を過ぎて、久米島に至って初めて自分の国家に着くということが分っていた。釣魚島・黃尾嶼・赤尾嶼などは琉球に属していない」云々⁽³⁴⁾。これもまた屁理屈以外の何物でもない。琉球出身の船員たちは、無人島である釣魚島を通過した時に無反応で、家族が住む久米島が見えてくると歓声をあげたのは、自然な心の発露であり、領土・国境と

は無関係。琉球領でも無人島であれば、喜んだりはしないはずだ。

実は、帰途中の中国人船員の反応も似たようなものだった。当時、往路より復路の航海で遭難する確率が高い。陳侃一行は復路で暴風に遭い、船が沈没寸前の状態になったが、「翌日の曙に閩の山が見えた。船員はみな躍り上がって、生きて帰れたことを喜んだ」という⁽³⁵⁾。郭汝霖の場合、「二十六日、許巖らが報告に来た。曰く『漸く清水に入り、そろそろ中国の山は現れるだろう』。二十七日、果たして寧波山が見えた。……二十九日、忽ち福寧に至り定海の台山が見えて始めて安心」した⁽³⁶⁾。蕭崇業は自らの体験について、「二十九日晚、台州の山が見えた。人々は皆、大声で叫んだり踊ったりして大騒ぎした。たとえ貧乏書生が屋敷を手に入れ、浮浪者が千金を拾ったとしても、この時の皆の喜びには及ばないだろう」と面白おかしく書いている⁽³⁷⁾。夏子陽も「次の日の明け方、果たして福寧州の山が現れた。……舟の者こそって喜びの声をあげ、その声は雷のようで、『今日、やっと命拾いをした』と、すべての者が言った」と回想している⁽³⁸⁾。いずれにせよ、中国人の船員も釣魚嶼ではなく、「閩の山」「寧波山」「台州の山」「福寧州の山」など中国の島を見て大喜び、始めて無事に故郷に帰ってきたという実感が湧いたのである。当たり前のことだが、自分の家族が住んでいる島や海岸が見えてきた時、苦難の旅がいよいよ終わり、九死に一生を得た万感が込み上げてくるのは中国人も琉球人も変わらないはずだ⁽³⁹⁾。

第四に、釣魚嶼の「発見」「利用」には琉球出身の船員もかかわった史実は、中国の研究者が意図的に隠そうとしたことも見逃してはならない。彼らは井上説に基づき、琉球の人々は尖閣諸島について何の知識もなく、中国人を介してのみ知ることができたと主張しているが⁽⁴⁰⁾、事実は全く逆と言える。毎回の「封舟」に必ず琉球出身の乗組員が同乗し、彼らは夥長(羅針盤係)・看針通事(通訳兼針路係)・執舵(舵取り)・鴉班(マスト要員)などとして大活躍、琉球冊封使の渡航に欠かせない貴重な存在だった。

陳侃は冊封使に任命された後、直ちに福州に赴任し、渡航の準備に取り掛かったが、地元の船乗りが海路を熟知していないのを知り、不安を覚えた。その時、「琉球国の進貢船が福州に入港したことを知り、嬉しく思った。福建の人々は航路を諳じていないので、ちょうど、そのことをしきりに気に病んでいたのであった。琉球人の到着を喜び、航路の詳細を訊ねることができた。翌日、また琉球の船が到着したとの知らせが入った。それは、世子(王位の後継者)が使節を迎えるによこしたのである。……琉球の使節が言うには、世子はまた、福建の人が船の操縦に不慣れであることを心配して、通訳や熟練した船員30人を引率させて派遣し、福建の船員の代わりに航海の仕事をさせることに致した。これまた嬉しいことであった」と⁽⁴¹⁾。つまり、陳侃から見れば、航海知識や船操縦の熟練度などの点で、琉球の人は福州の人より遙かに信頼できる。帰国後の報告書の中で、彼は「その後、往復の航路はすべて琉球人を頼りとした」と述べた⁽⁴²⁾。

当時、冊封使の派遣が決まった連絡が入ってくると、琉球国王が数十人のベテラン船員を福州まで派遣し、迎接船として「封舟」の先導や操舟に当たらせる慣例があった。琉球出身の乗組員は航海中、水先案内や船の操縦だけでなく、冊封使の諮詢に応じる役もある。陳侃一行を載せた「封舟」が那覇を目指す途中、暴風に遭遇した時、操舵係りの一人が陳侃に次のアドバイスを与えた。「海では、島を頼りにして航行するのだ。一旦、この島の影を見失えば、行く先が分らなくなる。他国に漂流しても分らないのだ。落漈に漂流しても分らないのである。この島影を見失わねば助かるだろう。見失ったら恐らく救われることはなかろう」と⁽⁴³⁾。陳侃のこの記述は、初めて海を渡る冊封使が琉球船員から海の知識を伝授された事実を示しており、琉球の船員は海のことを知り尽くしているからこそ、色々と助言を求められたと言えよう。

緑間栄氏によれば、明清二代の約500年間、琉球進貢船の派遣は計241回で、冊封船回数の10倍以上。さらに謝恩船・迎接船などの派遣を加えると281回に上る⁽⁴⁴⁾。これらの琉球船は、釣魚嶼などの島々を航海の目印にして航海を繰り返していたため、釣魚嶼についての知識は相当蓄積されていたはずだ。航海経験の全くない冊封使や、琉球に行ったこともない福建船員に比べて、琉球船員の方が経験豊かで頼りにされたことは想像するに難くない⁽⁴⁵⁾。李鼎元の封舟に同乗した夥長は、「年齢はすでに60歳で、この海域を往来すること8度、その度ごとに詳しく観察し、目標とすべきものを会得」している。李から黒水溝の場所を尋ねられると、彼は「僕らはこの航路をいつも往来しているが、黒水溝などはどこにあるか分らない。ただ、釣魚台が現れたら、神にお供えをして海をお祭りする」と答えた⁽⁴⁶⁾。使琉球録には、冊封使が海・航路・島・琉球について琉球船員に尋ねる場面が多く、「釣魚嶼」のことも琉球船員から聞き知った公算が大きい。

いずれにせよ、使琉球録は冊封使の航海日誌ないし外遊報告書のようなものであり、冊封使は「釣魚嶼」を中国の領土として意識して記述したのではなく、あくまで航海の標識として記したものと解するのが自然であろう。百歩譲って使琉球録の記載がすべて正確だとしても、「釣魚嶼」が琉球領に含まれていないことが、直ちに「釣魚嶼」の中国への帰属を意味するものではない。「黒水溝」に関する記載も単に黒潮という海流現象についての地理的記録に過ぎない。使琉球録には「釣魚嶼」に関する記述があるからといって、釣魚島が中国領であると断定するのは理論の飛躍である。先入観を持たずに史料を丹念に読めば、中国側のような根拠のない発想は起こらないはずだ。

三、『籌海図編』の証拠価値について

何としても「釣魚島は中国領だ」と証明しようとする中国側にとって、『籌海図編』の古地図は使琉球録以上の利用価値を持っているに違いない。明嘉靖41年(1562年)刊行の『籌海図編』は、浙直總督胡宗憲の下で、幕僚の鄭若曾らが編纂した倭寇研究書である。同書卷一「福建沿海山沙図」で、「福建七」～「福建八」にまたがって福建沿海の島々が記されており、そこには「鷄籠山」「彭加山」「釣魚嶼」「花瓶山」「黃毛山」「橄欖山」「赤嶼」などの島々が、この順に西から東へ連なっている⁽⁴⁷⁾。この地図は、東南沿海駐屯軍最高統帥を務めた胡宗憲の名義で作成され、福建のみならず中国沿海の全域にわたる軍用地図であるため、釣魚島はすでに明朝の海上防衛区域、ひいては福建の行政区に含まれたことを示しているというのが中国側の主張だが、ここにも重大な誤魔化しや捻じ曲げがあった。

明の嘉靖・万暦年間、倭寇・海賊が中国沿海部を荒らしまわり、地元住民の生命財産が脅かされただけでなく、朝廷も倭寇対策に忙殺されて次第に国力が消耗され、これが明朝滅亡の一因となった。当時、胡宗憲は抗倭將領として倭寇の襲来に備えるため、精力的に情報を集め、幕僚たちに『籌海図編』を作らせた。その内容は、日本関連の情報から戦例・諜報・海防・要塞・戦略・戦術・戦法・武器・訓練・賞罰・補給など各方面にわたり、13巻にも及ぶ倭寇研究書の集大成の觀を呈している。鄭若曾は、それまで使琉球録や日本見聞録の資料を利用して、『日本國纂』『琉球図説』『万里海防図』などを著したことから、胡宗憲に招かれたと思われる。現に『籌海図編』の内容・地図は、彼の前著と重複する部分が少なくない。しかし、鄭若曾自身は日本や琉球に渡航した経験を持たず、専ら参考書からの転載や借用で一連の書物や地図を作成したため、不備や欠陥も多々ある。

第一に、「釣魚嶼」は、『籌海図編』卷一「福建沿海山沙図」に登場しているが、卷四の「福建沿海總図」及び「泉州府境図」「福州府境図」「福寧州境図」など福建郡県図のどこにも表記されて

いない。これは偶然ではない。「沿海山沙図」とは、文字通り沿海部と島々を示す形勝図で、倭寇・海賊を撃退するための戦略上、防衛上警戒すべき区域を示すものである(だから、各府県の沿岸部だけ表記)。それに対し、各府州の「境図」とは、行政区・境域を示す地図。それと関連して、同じ卷四の「福建兵防官考」(兵力・要塞・狼煙台の分布)・「福建倭変記」(作戦記録)・「福建事宜」(倭寇の内通者やスパイ活動の情報)においても、「釣魚嶼」の記載など一切出てこない。つまり、明朝の役所・軍隊が釣魚嶼を管理、防衛した事実は存在しないことだ。それもそのはず、倭寇・海賊は金銀財宝の略奪を目的とする武装集団で、わざわざ無人島の釣魚嶼を襲ったりはしない。明朝水軍の戦力にしても、倭寇・海賊の巣窟となった澎湖・台湾に対して手も足も出ない有様で、遙か遠方に位置する「釣魚嶼を防衛する」云々、こじつけるための戯言に過ぎない。「福建沿海山沙図」に「釣魚嶼」などが描かれた意図は、これらの島々が、倭寇が襲来する際の進路に当たり、本土防衛上注意すべき区域であることを示すためではないか。

第二に、『籌海図編』卷一の末尾に「日本島夷入寇之図」がある。図面には「日本」の周りに「小琉球」「大琉球」「薩摩州」「五島」「対馬島」が描かれているが、「釣魚嶼」はない。中国沿海部の両端には、左に「朝鮮」「新羅」が、右に「安南」が書き込まれており、中国領以外の地域も図面に入っている⁽⁴⁸⁾。その上、「倭寇至朝鮮遼東総路」「従此入遼東」「倭寇至直浙山東総路」「従此入台州」「倭寇至閩広総路」「従此入福興」など倭寇の侵入ルートも克明に記されている。これは、明らかに日本・朝鮮・中国・安南など各国の方位や、海に浮かぶ島々の位置を示すためであって、領土や領海を示すためのものではない。「早くも明朝の初期に東南沿海の倭寇を防ぐために、中国は釣魚島を防御区域に組み入れていた」「釣魚島などの島嶼を中国の領海内に組み入れている」と主張する者に対し⁽⁴⁹⁾、それなら、なぜ「福建沿海総図」「日本島夷入寇之図」では、「釣魚嶼」は中国の防御区域や領海内に組み入れられていないのかが是非聞きたい。

第三に、『万里海防図』には「海防一覧図」がある。「籌海」も「海防」も沿岸防衛の意であり、福建沿海の島々を表記するという構図も基本的同じなので、「海防一覧図」が「福建沿海山沙図」の原型の一つと思われるが、「福建沿海山沙図」以上に不出来があった。第五図では、「釣魚嶼」と「赤嶼」の間に「黃毛山」「花瓶山」「黃茅嶼」が挟まれており、位置も島名も混乱している。また、第五図の右上方に「小琉球」(台湾)があり、その左隣に「蝦夷」(北海道)が、右隣に「婆利」(今のインドネシアのバリ島と思われる)が描かれている。第六図の左上方に「琉球国」があるが、その上方にまた「大琉球山」が描かれている⁽⁵⁰⁾。鄭若曾という男は文献で読んだものを、気紛れに地図に書き込む癖があるようだが、琉球・北海道・インドネシアは明朝の地図に書き込まれたからといって、中国領だったと解釈できるのだろうか。

第四に、『琉球図説』にある「琉球国図」は、中国にとって最も不利な史料の一つだ。「琉球国図」と明記する地図には、「釣魚嶼」が「小琉球」「彭家山」「瓶架山」「鷄籠嶼」「彭湖島」とともに書き込まれている⁽⁵¹⁾。その上、同書「山川」条に「彭湖島」「高華嶼」など澎湖列島の島々が「古米山」と並べて記載されている。明朝の文人が作った琉球地図には、これらの島々が登場しているので、釣魚島も台湾も琉球領だったと言わされたら、中国側は果たして反論できるだろうか。確実な根拠を持たずに釣魚島の自国領を主張するよりも、この『琉球国図』の説明を先ず行うべきであろう。かくして、『籌海図編』は福建の防衛範囲を示す地図である以上、釣魚島がそこに描かれているから、福建に属する島だ」という中国側の主張は一挙に根拠を失ってしまい、一種の虚構に過ぎないことが分る。

釣魚島が明代からすでに中国領となつたことを証明するためには、一枚の古地図に頼るのでは

なく、正史『明史』『明実録』『明会典』『大明一統志』などの文献・資料によって立証されなければならない。明天順5年（1461年）に完成された『大明一統志』には「大明一統之図」「福建地理之図」があるが、いずれの図にも釣魚嶼はもちろん、台湾も記されていない。卷七十四「福建布政司福州府」・卷七十五「泉州府」・卷七十六「建寧府」など福建各府に関する記載・地図においても、「釣魚嶼」の名は見当たらない⁽⁵²⁾。明代の福建地方志を調べても結果が同じで、『嘉靖福寧州志』『嘉靖建寧県志』『嘉靖建寧府志』『嘉靖福清県志続略』には「釣魚嶼」の記載がなかった。明代には釣魚嶼が福建の行政区に組み込まれたという主張が事実ならば、正史と地方志の両方に記載されるはずだ。

明末清初の地誌学者・顧祖禹（1631～1692）によって編纂された『讀史方輿紀要』130卷は、当時の疆域・地理・建置・沿革に関する最も権威ある専門書である。同書95～99卷は福建各府の地理・沿革に関する解説で、「泉州府」条に「彭湖嶼」の記載があり、末尾には「附考 琉球」もあるが、釣魚嶼・台湾に関する記載は欠如。また、同書には「輿圖要覽」四巻があり、「輿地總図」には「台灣」があるが、「釣魚嶼」はない。「福建輿圖」には「釣魚嶼」も「台灣」も描かれていない。顧祖禹は同書の編纂に生涯をかけた研究一筋の学究であり、晩年『大清一統志』の編纂にも加わった歴史地理学分野での第一人者として、彼の記述は何よりの証拠となろう⁽⁵³⁾。かくして、「釣魚嶼」が明清時代の正史・地誌・輿図の中に記載されていないことは、当時「釣魚嶼」が中国領ではなかったという事実を物語っている。一目瞭然で、こじ付けの解釈を入れる余地はもはやない。

ただ一枚の古地図を根拠に、数百年前の昔に遡って領有権を主張するやり方は強引というよりは幼稚すぎる。明代には様々な地図が作られたが、「釣魚嶼」を記したのは『籌海図編』の一枚（「海防一覽図」と同一物）だけで、後の徐必達『乾坤一統海防全図』（1605）、茅元儀『武備志・海防二・福建沿海山沙図』（1621年）は、『籌海図編』の図を書き写したものに過ぎない。むしろ、「釣魚嶼」を記していない地図が殆どである。一例を挙げると、1536年刊行の呉悌明の『皇明輿地之図』（孫起枢、1631年重刊、東北大学図書館所蔵）では、雲形をした日本の下に「大琉球」「小琉球」が書き込まれているが、「釣魚嶼」はない⁽⁵⁴⁾。とにかく、『籌海図編』は中国側が鼓吹しているほどの証拠価値を持たない代物だ。

そもそも、一定の領土と国民としての一体感をもつものが主権国家だというのは、1648年ウェストファリア講和条約以来の近代国家概念である。これと対照的に、古代中国では、「普天之下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し」（『詩經・小雅・北山』『左伝』）というものが正統的観念とされ、俗に言う「中華思想」として定着していた。つまり、天が覆っている限りの土地はすべて王の土地であり、土地が続く限り、どんな辺境に住んでいても、王の臣でない人はないという発想に根差しているのだ。言い換えれば、天下は悉く中国皇帝の臣下、土地は悉く中国の領土、宇宙の空間も時間も支配するのは中国の天子一人だ、という極めて欲張りの観念に他ならない。そこから同心円状の「天下」という空間意識が生まれ、王畿（京師）の外を五服とした。『書經・禹貢』によれば、五百里を距つごとに甸服・候服・綏服・要服・荒服と分けられ、荒服は王畿を去る二千里から二千五百里の地をいう。こうした中華思想の塊である冊封使から見れば、琉球のような外藩は正に「荒服の臣」である。そこから、文明を持つ「中華」と文明を持たざる「蛮夷」を峻別し、彼我を区別する意識が生まれたわけであるが、「華夷の別」は文明化の程度を以って意識され、国境線など可視的なものではない。中華と外藩の境界が漠然としてしか意識されず、明確に線引きする必要性もさほど感じられなかった。まして「釣魚嶼」のようなちっぽけな、「王臣」一人も住んでいない無人島など、冊封使の目に留めなかつたのであろう。当時、海上で国境線を引くこと自体

は物理的に不可能だし、その発想もなった。

いずれにせよ、『籌海図編』によって示された海防の範囲は領海とは次元が異なり、せいぜい警戒対象か努力目標に過ぎない。中国側の論理を援用すれば、太平洋・大西洋・インド洋など地球上のすべての海が米国（正確には大英帝国）の領海になりかねない。「釣魚嶼は明代から福建に属していた」と言い張りながらも、「では、福建の何府何県に属していたか」と聞かれると答えられないのは、気の毒限りの話だ。

四、釣魚島と台湾の関係について

「釣魚島は台湾に属する。台湾は中国に属する。故に釣魚島は中国に属するのだ」——。中国の領土主張では、この三段論法は最もよく使用されるロジックだが、大前提も小前提も虚偽に満ちたものである以上、その結論も当然説得力に欠ける。

「台湾の付属島嶼説」の根拠として示された史料は、明朝の鄭舜功が著した『日本一鑑』という雑記である。倭寇が跳梁跋扈を極めた嘉靖35年（1556年）6月、浙江総督楊宜の命を受けて、無位無官の鄭舜功は「布衣使者」として日本の豊後へ赴いた。どうやら「赴闕陳言」（要路に対し倭寇の取り締まりを要請）「採訪夷情」（情報収集）といった任務を与えられたらしい。帰国後、鄭舜功は自らの見聞を『日本一鑑』にまとめ、後年に上梓した。同書第三篇「浮海図經」卷一「万里長歌」には、福州から那覇までの針路が記されており、その中に「梅花の東山麓より出港、……約十更で小東島の鷄籠山を取る。……約十更で釣魚嶼を取る。……釣魚嶼は小東の小嶼なり」との注記がある⁽⁵⁵⁾。また、卷二「滄海津鏡」の島嶼図では、「鷄籠山」と記された島の説明文に「小東島は即ち小琉球、彼云う大惠國なり」との書き込みがあり、島の周りに「瓶架山」「彭嘉山」「花瓶嶼」「釣魚嶼」「黃麻嶼」が描かれている⁽⁵⁶⁾。これらの記述をもって、鄭海麟は直ちに「小東・小琉球・大惠國とは、当時の中国・琉球・日本人々が台湾を呼ぶ時に使う異なる概念だ。釣魚嶼を台湾（小東）の付属島嶼と見なすというのは、当時の中・琉・日三国で共通する認識だった」と結論付けたが⁽⁵⁷⁾、これもまた放置できない虚偽と錯誤に満ちた言に他ならない。

台湾の名称は歴史上、「瀛洲」「夷洲」「流求」「小琉球」「鷄籠」など幾つかあったが、「小東」「大惠國」の用例は『日本一鑑』を除いて見当たらない。鄭舜功が何を根拠に「小東＝小琉球」「釣魚嶼＝小東の島嶼」と断言したかは不明だが、ただ一個の史料（いわゆる孤証）を頼って結論を下すのは、歴史研究のイロハも知らない素人の所業と言われよう。鄭舜功が広州から豊後へ渡つたので、実際に釣魚嶼を過ったかどうかも定かではない。航路の記述は恐らく使琉球録に基づいたものであろう。しかも彼が任務を果たさないまま帰国した時は、彼を任命した楊宜はすでに失脚し、鄭舜功自身もまた無実の罪で四年間も幽囚されることになった。孤独悲憤の裡に、その幽閉中に執筆、編纂、官に奉ったものと考えられる。一介の不遇な文人の雑記をもって、「当時の中・琉・日三国で共通する認識」と誇張しているが、どうしてそんな理屈がひねり出せるものか理解に苦しい。それに、鄭若曾の『籌海図編』と鄭舜功の『日本一鑑』はほぼ同時期に刊行されたものなのに、前者を以て「釣魚島は福建に属す」と言いながら、また後者を以て「釣魚島は台湾に属す」と主張するのは明らかに自家撞着。いくらこじつけでもそれは理屈の通らない話だ。

そもそも、台湾は明代を通じて中国の版図に編入されることがなかった。いや、中国領どころか、「入明未曾朝貢」と言われる様に、明朝と「朝貢－冊封」の関係すら結んでいない「島夷」「化外の地」、つまり「無主地」だった。明朝の領土であれば、『明史』『大明一統志』に記載されるはずだが、『大明一統志』卷首にある「大明一統之図」に台湾が記されていない。『明史』卷三百二十三・列伝第二百一十一・外国四に「鷄籠」（台湾）が「琉球」「呂宋」「婆羅」などと並べられており、何と『明

史』は台湾を外国として扱っていた。さらに『大清一統志』を調べて見ると、嘉慶 25 年（1820 年）刊行の『嘉慶重修一統志』卷四三七「台湾府」では、「建置沿革」条に「康熙 22 年、之を討つて平す。台湾府を改置し、福建省に属す」とあり、「台湾府表」に「元朝、東番地。明朝、荷蘭夷地」と明記している⁽⁵⁸⁾。台湾を「中国固有の領土」とした前提是、これによって忽ち崩れてしまう。

康熙 23 年（1684 年）4 月（つまり清朝になって 40 年経った後）、台湾はようやく中国の版図に編入された。中国政府白書は、「清朝は明朝のやり方を踏襲し、……釣魚島などの島嶼を台湾地方政府の行政管轄下に明確に編入した。清代の『台海使槎録』『台灣府誌』などの政府文献は、釣魚島の管轄状況を詳細に記載している。1871 年（同治 10 年）に刊行された陳壽祺らが編纂した『重纂福建通志』卷 84 では、釣魚島を海防の要衝に組み入れ、台湾府クバラン庁（現・台湾省宜蘭県）の管轄に属していたとしている」と書き立てているが⁽⁵⁹⁾、「敢えて史料の誤記を使ってごまかす」禁じ手とは、正にそれである。

康熙 61 年（1722 年）刊行の『台海使槎録』は、巡台御史黃叔敬が台湾を視察した後まとめた報告書である。台湾水師の巡邏航路や沿途の哨所を列記した同書卷二「武備」に、「山の後ろの大洋の北に釣魚台という山があり、大船十数隻が停泊可能」とある。中国の研究者はこの史料を引用するに当たり、「山の後ろ」を「台湾の山の後ろ」に改竄した上で、黃叔敬の言う「釣魚台」は今日の釣魚島だと主張し、臆面もせずに史実を曲げる。しかし、前後の文脈を見れば分るように、黃叔敬が実際に訪れたのは台湾南部西海岸にある鳳山県の枋寮というところで、「山の後ろ」とは「鳳山」を指している。恐らく黃叔敬が誤って枋寮沖合に浮かぶ「琉球嶼」を「釣魚台」と記したものであろう⁽⁶⁰⁾。黄の誤記は、そのまま乾隆 17 年（1752 年）刊行の王必昌『重修台灣縣志』卷二「山水志」に転載され、さらに陳壽祺『重纂福建通志』もそれを鵜呑みにしている。同書卷八十六「各縣衝要」三十一「葛瑪蘭庁」条に、「蘇澳港は庁治の南にあり、……又、山の後ろの大洋の北に釣魚台があり、港が深く、大船千隻が停泊可能」と記されている⁽⁶¹⁾。しかし、尖閣の島々は切り立った断崖絶壁や荒々しい岩肌ばかり、周囲は波が荒く暗礁も多い。今日でも簡単に近づけないので、「大船千隻が停泊可能」とはあり得ない話だ。しかも同書卷十五「山川」二十八「葛瑪蘭庁」条には、「蘇澳港」があるが、「釣魚台」の記載は欠如。また、同書の「台灣府山陰水道閩隘古寨疆域図」「台灣海口大小港道總図」を見ると、やはり「蘇澳港」があつたが、「釣魚台」はどちらの図にも記されていない。

清代の領土を確定するには、正史『清史稿』『清實錄』『清會典』『大清一統志』の記載と輿図が最も有力な証拠になる。清朝が台湾を征服した後、福建省に台湾府を設置したが、当初、台湾府に置かれた県は島の西部に位置する台湾・鳳山・諸羅の三つしかない。このことは、『清史稿』志四十六・地理十八に明白に記載されている。『嘉慶重修一統志』卷四三七「台湾府」の「台湾府図」を見ると、台湾島の西部（彰化・嘉義・台湾・鳳山の四県と淡水・葛瑪蘭の二庁）と澎湖列島（澎湖庁）しか描かれておらず、最北端に「大鷄籠山」と記されている。釣魚台はもちろん、彭佳嶼・棉花嶼・花瓶嶼すら記されていない。しかも同書卷「形勢」条に「鷄籠は北を衛す」と明記している⁽⁶²⁾。また、同書卷四二四「福建統部」にある「福建全図」には、やはり台湾島の西部と澎湖列島のみ描かれており、最北端に「鷄籠城」と記されている⁽⁶³⁾。念のために、康熙 33 年刊行の『台灣府志』（高拱乾修）と乾隆 20 年刊行の『台灣府志』（範咸重修）の「台灣府總図」も調べたが同じ結果だ。実は清朝の支配が台湾全島に及んだのは同治 13 年、つまり明治政府が台湾出兵を行った 1874 年のことである。光緒 5 年（1879 年）刊行の『台灣輿圖』（夏獻綸編）の「全台前後山總図」には、台湾島の全域がようやく描かれたが、それでも彭佳嶼・棉花嶼・花瓶嶼が出ておらず、いわんや

釣魚台は影すら存在しない。以上の論証で、釣魚島は明清両代を通じて中国領ではなかったことは、一見して明らかであろう。

では、日清講和条約(下関条約)第2条の「台湾の付属島嶼」には釣魚島が含まれるかどうかの問題も合わせて考えてみよう。1895年4月17日調印、5月13日発効の下関条約第2条では、日本に割譲する領土として「二、台湾全島及び其の付属諸島嶼。三、澎湖列島、即ち東経119度乃至120度及び北緯23度乃至24度の間にある諸島嶼」と定められているが、「釣魚島」の固有名詞は見当たらない⁽⁶⁴⁾。また、交渉の過程を調べると、清朝代表の李鴻章と日本代表の伊藤博文が第一回目の会見を行ったのは、1895年3月20日のことである。日本側は、その二か月前の1月14日にすでに尖閣諸島の領土編入を決めたので、自ら尖閣の割譲要求を持ち出す必要がなかった。一方、遼東半島・台湾・澎湖列島の割譲要求に対して強く反発した清朝側が、日本から要求されていない領土を自ら進んで差し出すこともあり得ない。それより、清朝側は、日本に福建省に近い島嶼まで台湾の付属島嶼に含まれると主張されることを恐れ、具体的な島嶼名・経緯度を要求していた。もし釣魚島を自国領と意識していたなら、日本による尖閣領有に対して抗議していただろうし、島名の明示も要求したはずだったが、談判中、尖閣諸島の地位について何ら問題にされていなかった⁽⁶⁵⁾。

当然ながら、「カイロ宣言」「ポツダム宣言」「サンフランシスコ講和条約」「日華平和条約」など、戦後日本の領土画定に関するすべての国際文書・条約は尖閣諸島に一切触れていない。一方、台湾が終戦を機に「光復」を迎え、中華民国に返還された。1945年10月25日、陳儀・台湾省行政長官兼警備總司令は中華民国政府の代表として、安藤利吉・日本台湾總督兼第十方面軍司令官から降伏書を受け取り、台湾及び付属島嶼の管轄権を接收した。後の引き継ぎ交渉の過程においても、中華民国側が尖閣諸島の地位に異を唱えなかつた⁽⁶⁶⁾。翌年、日本占領政策の決定機関としてワシントンに極東委員会(FEC)が設置され、極東委員会の意志決定はアメリカ政府を通じて指令された。また、連合国軍最高司令官總司令部(GHQ)の諮問・勧告機関として、東京に対日理事会(ACJ)も設置された。中華民国政府は戦勝国としてこの二つの国際組織に代表を送り込んだため、対日交渉で極めて優位な立場に立ったにも拘わらず、日米の双方に対し釣魚台の領有権問題を持ち出した話は寡聞にして知らない。従って、「反ファシズム戦争の勝利を踏みにじるもの」「戦後国際秩序への挑戦」など楊潔箒外相・李克強副総理の訴えは、全く的外れな非難だ。

実は、台湾当局が釣魚台の領有権を初めて主張したのは1971年6月11日、尖閣諸島を日本に移管すると米国が決めたことに中華民国外交部が抗議した。更に翌年1月10日、中華民国教育部は「釣魚台列嶼は台湾省宜蘭県に属する」との通達を出した。その後、台湾で発行された地図や地理教科書は、「釣魚台」の表記追加が一斉に行われたが、その2年前に刊行された官修『台灣省通誌』を調べれば、台湾当局が小細工を弄したことは直ちにばれてしまう。同書巻一土地志・疆域篇の第二章「方位と面積」は、「台灣本島及び付属島嶼の四極として、東限は東経120度6分25秒の基隆市棉花嶼東端;……北限は北緯25度37分53秒の基隆市彭佳嶼北端」と明記しており、台湾本島及び15付属島嶼のリストには釣魚台は含まれていない⁽⁶⁷⁾。また、宜蘭県と基隆市の疆域・沿革を紹介する第四章を見ると、後者では「本市の付属島嶼として、……極東北に彭佳嶼・棉花嶼・花瓶嶼の三島が鼎立している」と記しているが、そこにも釣魚台は見当たらない⁽⁶⁸⁾。台湾当局が釣魚台を領土として正式に登記する作業は、ずっと後のことで2004年に始めてからである。上陸調査ができないため衛星写真を使って面積を確定、番地は「宜蘭県頭城

鎮大溪里」とした。「29041」という郵便番号もあるという⁽⁶⁹⁾。

さて、中華民国発行の各種の地図を調べてみると、民国4年（1915年）発行の『中華民国新区域図』（童世享編、商務印書館）には釣魚島の表記がない。民国51年（1962年）発行の官修『中華民国地図集』には、「中華民国政治区域図」「台湾省地形図」「台湾省行政区域図」「台北基隆図」があるが、いずれも台湾の北限として「花瓶嶼」「棉花嶼」「彭佳嶼」が表記されており、「釣魚台」は欠如⁽⁷⁰⁾。一方、民国38年（1949年）5月に出版された『中国形勢交通詳図』（武昌亜新地学社）には、尖閣諸島が「尖各群島」、釣魚島が「和平山」と表記され、全体が琉球群島の範囲に組み入れられている。また、民国54年（1965年）10月に出版された官修『世界地図集』（張其昀主編、台湾国防研究院・中国地学研究所合作）第1冊「東亜諸国・琉球群島図」では、「魚釣島」「久場島」「尖閣諸島」の表記となっている。

中華人民共和国の対応も五十歩百歩のようなもの。1953年5月発行の『中華人民共和国分省精図』（地図出版社）の「全国政区図」「台湾省図」に釣魚島が記されていない。1960年代発行の『中国分省地図』（香港大中書局）も表記なし。逆に、1958年11月に発行された『世界地図集』（北京地図出版社）の「日本地図」で、「尖閣群島」「魚釣島」が沖縄に属すると扱われている。すなわち、1970年以前において、中国も台湾も明らかに尖閣諸島を日本領と認めていたのである。自国の領土を他国の領土として記載するなどということは、あり得ることではない。すべての地図に「西沙諸島」「南沙諸島」が表記されているほど領土の境界に鋭敏な中国・台湾においては、なおさらのことである。ちなみに、1958年9月4日の中国政府領海声明と1996年5月15日の中国政府領海基線声明では、いずれも釣魚島への言及はなかった。

以上の検証で明らかにされたように、「釣魚嶼」などの島嶼は、航海の目印として明清の史籍に記載されているが、中国が実効支配していたことを示すものではない。日本が尖閣諸島を領有したのは時期的に日清戦争と重なり、清朝の敗色に乗じて強行したことでも事実だが、下関条約により台湾の付属島嶼として清国から譲り受けた領土には含まれていない。清朝が釣魚島を実効支配していた、あるいは日本領有に異議を申し立てた事実が存在しない以上、カイロ宣言に言うところの「日本が清国から盗取した領土」には当たらない。実際には、石油の埋蔵や沖縄の返還が判明した1970年まで、中国政府も台湾当局も釣魚島の存在すら意識していなかったのである。

終わりに

尖閣諸島を巡る領土紛争は、国際法上の領有権をめぐる国家間の紛争である以上、古文書や古地図の史料をどう解釈、推論するかによって解決できるような問題ではない⁽⁷¹⁾。「釣魚嶼」に関する多くの資料を収集し、歴史上の経緯を究明することは重要であるが、年代を遡るほど資料の収集が難しくなり、限られた資料が論理的に証拠として価値があるかどうか評価することもかなり難しくなってくる。もとより、歴史研究として、いきおい推論的、推理的、推量的、推測的な論評になってしまう場合が少なからず、同じ資料の読解を巡って異なる解釈が生じることも日常茶飯事。まして領土問題になると、当事国の双方が必ず自国側にとって有利になるように解釈、推論、評価を行うので、客観的な結論を期待するのは難しい。従って、古文書や古地図などの史籍は歴史上の経緯を究明する史料にはなっても、国際法上、国際法学的な根拠（例えば領土取得・実効支配・先占権など）としての証拠にはなりえないであろう。

それにしても、中国側の論点・論拠・論法は支離滅裂で、歴史研究としてお粗末すぎると言わざるを得ない。今まで中国当局・学者が根拠として利用してきた史料と言えば、①海道針経2点②使琉球錄10点③古地図6点（上記4点の他、1767年制作の蔣友仁「坤輿全図」、1863年制作

の胡林翼「皇朝中外一統輿図」がある)④雑記2点のみで、転載・誤記のものを含めても二十数点しかない。しかも、いずれも片言隻語の記載に止まり、「汗牛充棟」と言われる中国史籍の中で正に九牛の一毛。何より正史・地方史・地方志・輿地図の中に関連記録が欠如しているのは中国側の致命傷となる。どんなに強引に解釈しても、強弁しても、「釣魚島は琉球領ではない」「中国人によって最初に発見、命名、利用された」の二点を立証するまで精一杯、「中国政府によって管理、支配された」ことを証明するには至らないのが実情である。

中国当局や御用学者の輩はもともと論外だが、普通の中国人研究者も「愛国心」のせいか、「目的のために手段を取ばない」という言葉を地で行くような強者が多い。その使い古した手口が凄まじく、本人たちも良識の呵責を受けた素振りがない。①自分にとって有利になる史料だけ取り上げるが、不利な史料は隠す②恣意的に史料を解釈し、針小棒大に言う③敢えて史料の誤記を使う④公然と史料・記載を改竄する⑤「歴史」の捏造も平気。これまで①～③について、すでに色々と検証してきたが、以下④～⑤については、もう少し実例を挙げて説明したいと思う。

台湾の学者楊仲揆によれば、1893年10月、西太后が釣魚台・黃尾嶼・赤嶼の三島を清朝大官の盛宣懷に下賜したと称する詔書が現存している。多くの中国人研究者は、この詔書を西太后の御墨付きとして釣魚島の領有権を主張してきた。しかし、この詔書は清朝档案に収蔵されず、『清朝実録』『東華録』『東華統録』にも見当たらない。その上、日付・書式・玉璽・盛宣懷の肩書なども間違っているため、今日の学界では偽作とされている⁽⁷²⁾。また、1808年完成とされる『浮生六記』卷五「中山記歴」には、著者の沈復が琉球へ向かう船中、釣魚台を眺めていたとの記述があり、一部の中国人学者に取り上げられている。だが、台湾の学者呉幅員が『東方雑誌』復刊第11巻第8期(1978年2月)に「『浮生六記』『中山記歴』は後人の偽作なりの説」という論文を発表して、「中山記歴」は李鼎元の『使琉球記』の中の文章と大同小異で、あちこちの文章を継ぎ接ぎしてでっち上げたものであることを、一々例を挙げて証明した⁽⁷³⁾。それでも、懲りもせずに捏造が続く。

李清川「釣魚島大事記」は、「1372年、中国人楊載は最も早く釣魚島に上陸した」「1940年、台湾と沖縄が釣魚島の帰属権を巡って争い、東京裁判所は釣魚島が台湾の管轄に属するとの判決を下した」「1967年、国連機関が天然資源の埋蔵を発表した後、日本側が釣魚島にある中国領を示す標記を取り壊し、沖縄県の界碑を建てた」などをでっち上げた⁽⁷⁴⁾。魯掖「有關釣魚列島的史実」は、「台湾の漁民は数百年来、釣魚島漁場で魚を獲り、もともと島には台湾風の寺廟があり、みな台湾漁民の手によって建てられた」と書き立て⁽⁷⁵⁾、件の白書も「釣魚島周辺の海域は中国の伝統的漁場であり、中国の漁民は子々孫々同海域で漁業を営んできた」と主張する。いずれも大変確信ありげに断定しているが、何ら資料に基づく科学的な証明をしていない。鞠徳源『釣魚島正名』は奇想天外にも、戦国時代の神話・伝説集『山海經・海内北經』にある「列姑射」は即ち今日の釣魚島だと言い張る。事ここに至っては、もう言いたい放題で、「愛国無罪」ならぬ「捏造無罪」だ。

さらに、『両種海道針経』の初版本(1961年)と再版本(2000年)を比較すると、「釣魚嶼」(253頁)と「黃尾嶼」(168頁、259頁)に関する説明文が書き換えられたことがすぐ分る。初版本では、それぞれ「台湾基隆から沖縄へ向かう途中にある尖閣群島の島で、現在の名は魚釣島」、「台湾と琉球の間にある尖閣群島に位置する久場島」と記しているが、再版本では一律に「我が国台湾省の付属島嶼」と改竄された⁽⁷⁶⁾。自分たちに都合の悪い歴史を抹消しようとした仕業に他ならない。

その一方で、自分たちにとって不利な史料や史実に対し、不誠実な対応をする。鐘巖「論釣魚島主権帰属」、劉江永「從歴史事實看釣魚島主権帰属」では、①1920年5月20日、中華民国駐長崎領事が釣魚島に漂流した中国漁民を助けてもらったとして石垣の人々に書き送った感謝状に、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島」と明記されていることに対し、「台湾が日本植民地だった時代のことで、根拠にはならない」②1958年発行の中国『世界地図集』で、「尖閣群島」が沖縄に属すると扱われていることに対し、「それは抗日戦争前の『申報』発行の地図を作られたものだから」③1953年1月8日付『人民日報』の記事で、尖閣諸島は琉球群島に含まれると書き記していることに対し、「それは日本語の資料を編訳したものだから、中国政府の立場を代表したものではない」等、延々と言い訳を繰り返している。何とも気の毒なほど苦しい言い逃れである。

中国当局に言わせれば、釣魚島・台湾・西沙諸島・南沙諸島・チベット・新疆……すべてが「古から中国固有の領土」になるのだが、こういう場合の「中国」はどこにあったか、という根本的疑問が依然として残る。中国の版図は歴代王朝の盛衰榮枯に伴って伸縮し、固定した版図を持つ「中国」があったわけではない。つまり「中国」とは、一種の総称であり、特定の領土を持つ国家として存在したのではない。良くも悪くも「易姓革命」の国の宿命だ。それを棚上げにして「中国のものだ」と主張しても、実証するだけの説得力に欠ける。いずれにせよ、尖閣諸島に関して言えば、日本側の領有権の主張は強固であり、立証責任は中国側にある。だが不思議なことに、中国当局は自らが被害者だと言いながらも国際司法裁判所（ICJ）に提訴しようとしない。その理由は言わずとも分るものだ⁽⁷⁷⁾。

注

- (1) 中華人民共和国国務院新聞弁公室 HP『釣魚島是中国的固有領土』白皮書（日文版）2012年9月25日
- (2) 台湾当局や香港・海外中国人学者の主な研究・文献・資料として、1971年6月11日の中華民国外交部声明、中国国民党中央委員会第四組編著『釣魚台列嶼問題資料彙編』（海峡学術出版社2011年）、楊仲揆著『琉球古今談——兼論釣魚台問題』（台湾商務印書館1980年）、丘宏達著『中国對於釣魚台列嶼主權的論拏分析』（明報月刊第78期1972年6月）、王曉波編著『釣魚台風雲』（海峡学術出版社2011年）などを挙げておく。
- (3) 日本外務省「尖閣諸島の領有権についての基本見解」1972年3月8日（浦野起央編『尖閣諸島・琉球・中国 分析・資料・文献』三和書籍 2005年 241頁）
- (4) 中華人民共和国国務院新聞弁公室 HP『釣魚島是中国的固有領土』白皮書（日文版）
- (5) 鄭海麟著『釣魚台列嶼——歴史與法理研究』明報出版社 2011年 6頁、54頁
- (6) 向達校注『西洋番國志 鄭和航海図 両種海道針経』中華書局 2000年 4頁
- (7) 同上 96頁
- (8)『指南正法』の「福建往琉球針」条に「梅花より出港、……単卯を用いて六更で釣魚台の北を過ぎ、単卯を用いて四更で黄尾嶼の北を取る」がある。ここでの「六更」「四更」とは航行の距離を示す用語。同上 168頁
- (9) 同上 22頁
- (10) 向達「記牛津所藏的中文書」『唐代長安与西域文明』生活・讀書・新知三聯書店 1979年 640頁
- (11) 吳天穎著『甲午戰前釣魚列嶼帰属考』中国社会科学文献出版社 1994年 30～31頁。

鐘巖「論釣魚島主権帰属」も高橋莊五郎(『尖閣列島ノート』青年出版社 1979年)の持論を引用する形で同じ主張をしている。

- (12) 例えば、「草嶼」という地名が福建省に二か所、ベトナムに一か所ある。「彭家山」が二か所あり、台湾の彭佳嶼とスマトラの Banka 島を指す。「釣魚台」も二か所あり、例の「釣魚嶼」の他に、ベトナム・靈山の近海にある島を指す例もある。
- (13) 緑間栄著『尖閣列島』ひるぎ社 1984年 92 頁。「クバシマ」の「クバ」は、蒲葵(びろう)の方言の発音から生まれた呼び名と言われている。昔、クバの葉は笠や団扇に、繊維は縄・簾・束子に使われた。与那国島では、クバの葉を探るために魚釣島・久場島に渡る人が多かったという。「73年前 魚釣島の日々」『朝日新聞』2012年 11月 18日
- (14) 鄭海麟著『釣魚台列嶼――歴史與法理研究』明報出版社 2011年 34 頁
- (15) 琉球冊封使・使琉球錄の詳細について、夫馬進編『使琉球錄解題及び研究』(榕樹書林 1999年)、中国福建省・琉球列島交渉史研究調査委員会編『中国福建省・琉球列島交渉史の研究』(第一書房 1995年)、原田禹雄著『尖閣諸島――琉球冊封使録を読む』(榕樹書林 2006年)などを参照。
- (16) 原田禹雄 訳注『陳侃 使琉球錄』榕樹社 1995年 原文:167 頁、訳文:32 頁
- (17) 郭汝霖『使琉球錄』。蕭崇業『使琉球錄』台灣学生書局 1977年 66 頁による。
- (18) 徐葆光『中山伝信錄』卷第一針路。『日本庶民生活史料集成』第 27 卷「三国交流誌」三一書房 1981年 360 頁
- (19) 原田禹雄 訳注『陳侃 使琉球錄』榕樹社 1995年 原文:275 頁、訳文:124 頁
- (20) 夏子陽『使琉球錄』台灣学生書局 1977年 106 頁。原田禹雄 訳注『夏子陽 使琉球錄』榕樹書林 2001年 訳文:112 頁
- (21) 周煌『琉球国志略』卷五山川、全国図書館文献縮微複製中心『日本史料彙編』(五)2004 年 311 頁。原田禹雄 訳注『周煌 琉球国志略』榕樹書林 2003年 訳文:338 頁
- (22) 汪楫『使琉球雜錄』卷五神異。原田禹雄 訳注『汪楫 冊封琉球使録三篇』榕樹書林 1997 年 362 頁
- (23) 鄭海麟著『釣魚台列嶼――歴史與法理研究』明報出版社 2011年 67 頁
- (24) 同上 81 頁
- (25) 郭汝霖『石泉山房文集』(「四庫全書存目叢書」莊巖文化公司)。石井望・長崎純心大学准教授の調査による。「尖閣・大正島は琉球」『産経新聞』2012年 7月 17日
- (26) 鄭若曾『琉球図説』。全国図書館文献縮微複製中心『日本史料彙編』(六)2004年 234 頁。また、鄭若曾『籌海図編』卷二「福建使往日本針路」。王雲五主持『四庫全書珍本五集』092 台湾商務印書館 1971 年
- (27) 汪楫『使琉球雜錄』卷五神異。原田禹雄 訳注『汪楫 冊封琉球使録三篇』榕樹書林 1997 年 原文:362 頁、訳文:126 頁
- (28) 趙新『続琉球国志略』卷二針路。全国図書館文献縮微複製中心『日本史料彙編』(六)2004 年 136~137 頁
- (29) 汪楫『使琉球雜錄』卷五神異。原田禹雄 訳注『汪楫 冊封琉球使録三篇』榕樹書林 1997 年 原文:362 頁、訳文:125 頁
- (30) 原田禹雄 訳注『陳侃 使琉球錄』榕樹社 1995年 原文:276 頁、訳文:124 頁
- (31) 原田禹雄 訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林 2007年 原文:575 頁、訳文:466 頁

- (32) 夏子陽『使琉球錄』台灣学生書局 1977 年 106 頁。原田禹雄 訳注『夏子陽 使琉球錄』榕樹書林 2001 年 訳文:112 頁
- (33) 原田禹雄 訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林 2007 年 原文:538 頁、訳文:212 頁
- (34) 鐘巖「論釣魚島主權帰属」『人民日報』1996 年 10 月 18 日
- (35) 原田禹雄 訳注『陳侃 使琉球錄』榕樹社 1995 年 原文:195 頁、訳文:58 頁。
- (36) 郭汝霖『使琉球錄』。蕭崇業『使琉球錄』台灣学生書局 1977 年 71 頁による。
- (37) 蕭崇業『使琉球錄』台灣学生書局 1977 年 85 頁
- (38) 夏子陽『使琉球錄』台灣学生書局 1977 年 118 頁。原田禹雄 訳注『夏子陽 使琉球錄』榕樹書林 2001 年 訳文:120 頁
- (39) 冊封使が作った漢詩には、船乗りたちの不安感や望郷の念を歌い上げるものがある。副使・李鼎元の『師竹齋集』「望姑米山」に「舟人の頬に指点すのを怪しむ莫れ、海中是れ青山を得難し」と、正使・趙文楷の『槎上存稿』「十一日見姑米山」に「三日天風便り、遙かに姑米山を見る。……舟人斎に首を挙げ、驚喜して愁顔を破る」とある。原田禹雄 訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林 2007 年 213 頁
- (40) 井上清著『尖閣列島——釣魚諸島の史的解明』現代評論社 1972 年 26 頁、67 頁
- (41) 原田禹雄 訳注『陳侃 使琉球錄』榕樹社 1995 年 原文:160 頁、訳文:25 頁。
- (42) 同上 原文:275 頁、訳文:123 頁
- (43) 同上 原文:170 頁、訳文:33 頁。
- (44) 緑間栄著『尖閣列島』ひるぎ社 1984 年 88 頁、51 頁
- (45) 使琉球錄には船員募集に纏わる苦労話が多い。高澄(陳侃の副使)『操舟記』によれば、福州で船員募集を始めた当初、応募者ゼロだった。「連中はきっと外国人とグルになっていて、規則によって禁止事項のあることを恐れるがために、それを避けて返事しないのだと思った。よく調べてみると、みな河口の無頼の徒であって、賃金は受け取っていても、船の操縦法をろくに知らない連中であることが分った」といった具合。ようやく舵取り係を志望する三人の男が現れたが、面接時のやり取りは興味深い。「私が名前を訊ねると、三人が謝敦斎・張保・李全と名乗った。琉球へは行ったことがあるかと聞くと、いいえと言う。それでは役に立たないと言うと、謝敦斎はこう答えた。僕らは琉球へは行っていないが、海外の国で行った所は数十を下らない。船の操縦法は自信がある」。蕭崇業『使琉球錄』台灣学生書局 1977 年 110~111 頁。原田禹雄訳注『夏子陽 使琉球錄』榕樹書林 2001 年 訳文:237~238 頁
- (46) 原田禹雄 訳注『李鼎元 使琉球記』榕樹書林 2007 年 原文:537~538 頁 訳文:209 頁、214 頁
- (47) 鄭若曾『籌海図編』卷一「福建沿海山沙図」十九~二十。王雲五主持『四庫全書珍本五集』092 台湾商務印書館 1971 年
- (48) 鄭若曾『籌海図編』卷一・七十四「日本島夷入寇之図」同上。また、鄭若曾『日本図纂』全国図書館文献縮微複製中心『日本史料彙編』(一)2004 年 137~138 頁
- (49) 中華人民共和国國務院新聞弁公室 HP『釣魚島是中国的固有領土』白皮書(日文版)
- (50) 鄭若曾『鄭開陽雜著』卷八「海防一覽図」。原田禹雄著『尖閣諸島——琉球冊封使錄を読む』榕樹書林 2006 年 116~117 頁
- (51) 鄭若曾『琉球図説』全国図書館文献縮微複製中心『日本史料彙編』(六)2004 年 217~218 頁

- (52) 李賢等撰『大明一統志』三秦出版社 1990 年
- (53) 顧祖禹撰『讀史方輿紀要』中華書局 2005 年
- (54) 沖縄教育委員会『沖縄県史掲示資料版 古地図に見る琉球』平成 15 年
- (55) 鄭舜功『日本一鑑・桴海図經』卷一「万里長歌」。浦野起央等編『釣魚台群島(尖閣諸島)問題 研究資料彙編』励志出版社 刀水書房 2001 年 7 頁。原文は、田中邦貴氏 HP 資料ネット検索サイト www.geocities.jp による。
- (56) 鄭舜功『日本一鑑・桴海図經』卷二「滄海津鏡」。同上 434 頁
- (57) 鄭海麟著『釣魚台列嶼——歴史與法理研究』明報出版社 2011 年 89 頁
- (58) 王雲五主編『嘉慶重修一統志』第 9 冊 台湾商務印書館 民国 55 年 5665 頁
- (59) 中華人民共和国國務院新聞弁公室 HP『釣魚島是中国的固有領土』白皮書(日文版)
- (60) この点は、すでに鄭海麟によって指摘された(『釣魚台列嶼——歴史與法理研究』312 頁、317 頁)。この件に関しては、鄭海麟が良心的と言えるが、不思議なことに、彼は呉天穎の錯誤を指摘した後で、「黃叔敬が『釣魚台が台湾の附属島嶼だ』という意識を持っていたのは事実だ」との蛇足を付けた上、自分もまた同じ史料を引用して「釣魚台は台湾領」との持論を展開している(同書 394 頁)。なお、『台海使槎錄』の原文は、早稲田大学蔵書目録 HP ネット検索サイトによる。
- (61) 陳壽祺編纂『重纂福建通志』(四)華文書局 民国 57 年 1732 頁
- (62) 王雲五主編『嘉慶重修一統志』第 9 冊台湾商務印書館 民国 55 年 5564~5666 頁
- (63) 同上 第 8 冊 5410 頁
- (64) 「中日講和条約十一款」、榮孟源 重編『中国近代史資料選輯』生活・讀書・新知三聯書店 1954 年 336 頁。「日清媾和條約」、竹内実編『日中國交基本文献集』上巻 蒼蒼社 1993 年 52 頁
- (65) 雷祿慶編『李鴻章年譜』台湾商務印書館 民国 66 年。王芸生編著『六十年來中國與日本』第二卷 生活・讀書・新知三聯書店 1980 年。顧廷龍・戴逸主編『李鴻章全集』26 電報六、36 信函八 安徽教育出版社 2008 年
- (66) 台湾省文献委員会編『台灣省通誌』48 卷十 光復志 衆文圖書公司 民国 59 年
- (67) 台湾省文献委員会編『台灣省通誌』3 卷一 土地志・疆域篇上 衆文圖書公司 民国 59 年 9 頁
- (68) 同上 152 頁。ちなみに、彭佳嶼・棉花嶼・花瓶嶼の三島が台湾基隆に行政編入されたのは日清戦争後の 1905 年、日本の台湾総督府によってなされたものである。基隆市文献委員会編『基隆市志 概述』1954 年 19 頁
- (69) 「尖閣、いくらでも釣れた」『朝日新聞』2012 年 9 月 4 日
- (70) 張其昀主編『中華民国地図集』国防研究院・中国地学研究所合作 民国 51 年
- (71) 緑間栄著『尖閣列島』ひるぎ社 1984 年 46~47 頁。奥原敏雄「尖閣列島領有権の根拠」『中央公論』1978 年 7 月号 66 頁
- (72) 浦野起央編『尖閣諸島・琉球・中国 分析・資料・文献』三和書籍 2005 年 84 頁
- (73) 呉福員「《浮生六記》《中山記歴》篇為後人偽作説」『在台叢稿』三民書店 1988 年。なお、「中山記歴」の偽作を巡る経緯について、中国文学研究者の松枝茂夫氏が岩波文庫『浮生六記』(1981 年版)の「解説」に詳しく書いている。
- (74) 李清川「釣魚島大事記」『新民週刊』2003 年第 2 期(『新華文摘』2004 年第 5 期 63 頁)

- (75) 魯掖「有關釣魚列島的史實」『北京之春』1996年9月号 68頁
- (76) 向達『西洋番國志 鄭和航海図 両種海道針経』中華書局 2000年 168頁、235頁、253頁、259頁。なお、向達氏は1966年に死去。2000年版の主編は謝方氏。
- (77) 中国政府が1950年5月15日に作成した「対日講和条約における領土部分の問題と主張に関する要綱草案」では、「琉球は北中南の三つに分かれ、中部は沖縄諸島、南部は宮古諸島と八重山諸島(先頭諸島)」と明記し、尖閣諸島を琉球の一部として論じている。「釣魚島」の名称は一切使われていない。この公文書は現在、北京にある中国外交部档案館(外交史料館)に収蔵されており、非公開扱い。「尖閣は琉球の一部 中国1950年の外交文書に明記」『朝日新聞』2012年12月28日